

広島県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

不動産評価審議会規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

不動産評価審議会規程等の一部を改正する訓令

(不動産評価審議会規程の一部改正)

第一条 不動産評価審議会規程(昭和三十四年広島県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第六条第二項中「環境県民局総務管理部県民文化課長」を「環境県民局総務管理部環境県民総務課長」に改める。

(附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部改正)

第二条 附属機関の委員等の任命等に関する訓令(昭和五十七年広島県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項に次の一号を加える。

十二 病院事業管理者

第一条の二第二項に次の一号を加える。

十四 病院事業局県立病院課長

第一条の三第一項に次の一号を加える。

十二 病院事業管理者

第八条第二項第十号を次のように改める。

十 西部こども家庭センター所長

第二十七条各号を次のように改める。

一 各農林水産事務所農村振興課長及び各農林水産事務所農林事業所農村振興課長

二 各農林水産事務所農村整備第一課長及び農村整備第二課長並びに各農林水産事務所農林事業所農村整備課長

第二十九条第二項第五号を次のように改める。

五 西部建設事務所長

第三十五条第四号中「治山室長」を「治山管理監」に改める。
(建築工事検査規程の一部改正)

第三条 建築工事検査規程(昭和五十二年広島県訓令第七号)の一部を次のように改正する。
受訓先中「各地域事務所」を「各建設事務所」に改める。

第三条第三項第二号中「地域事務所」を「建設事務所」に、「地域事務所長」を「建設事務所長」に改める。

第十一条中「地域事務所」を「建設事務所」に改める。

(広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部改正)

第四条 広島県副知事の担任意務等に関する規程(平成十九年広島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号口中「教育委員会」を「病院事業局、教育委員会」に改める。

(公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部改正)

第五条 公害苦情相談員の任命等に関する訓令(昭和四十七年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「主査」の下に「主任専門員」を加え、同項第二号中「地域事務所厚生環境局の環境管理課長並びに環境管理課の」を「厚生環境事務所の環境管理課長(厚生環境事務所の支所にあつては、衛生環境課長)並びに環境管理課(厚生環境事務所の支所にあつては、衛生環境課)の監視指導監、」に改め、「主任技師」の下に「(厚生環境事務所の支所にあつては、環境管理業務を担当しない者を除く。)」を加える。

(農業共済団体等検査規程の一部改正)

第六条 農業共済団体等検査規程(昭和二十九年広島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「各地域事務所」を「各農林水産事務所」に改める。

(広島県直営工事執行規程の一部改正)

第七条 広島県直営工事執行規程(昭和二十九年広島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「各地域事務所」を「各建設事務所」に、「広島港湾振興局」を「広島港湾振興事務所」に改める。

第二条中「地域事務所」を「建設事務所」に、「広島港湾振興局」を「広島港湾振興事務所」に、「事務委任規程」を「事務委任規則」に改め、「が専決」を削る。

第十六条中「事務委任規程」を「事務委任規則」に改める。

(棕梨ダム操作規則の一部改正)

第八条 棕梨ダム操作規則(昭和四十五年広島県訓令第二十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「東広島地域事務所」を「西部建設事務所」に改める。

第十五条中「東広島地域事務所長」を「西部建設事務所長」に改める。

第十六条第一号中「尾三地域事務所」を「東部建設事務所」に改める。

(土木工事検査規程の一部改正)

第九条 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「各地域事務所」を「各建設事務所」に改める。

広島港湾振興局 広島港湾振興事務所

第三条第二項中「地域事務所」を「建設事務所」に、「広島港湾振興局長」を「広島港湾振興事務所の長」に、「所長等」を「所長」に改め、同条第三項中「広島港湾振興局」

を「広島港湾振興事務所」に、「所長等」を「所長」に改める。

第七条及び第十一条第一項中「所長等」を「所長」に改める。

(野呂川ダム操作規則の一部改正)

第十条 野呂川ダム操作規則(昭和五十一年広島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「呉地域事務所」を「西部建設事務所」に改める。

第十二条中「呉地域事務所長」を「西部建設事務所長」に改める。

(魚切ダム操作規則の一部改正)

第十一条 魚切ダム操作規則(昭和五十六年広島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「広島地域事務所」を「西部建設事務所」に改める。

第十二条中「広島地域事務所長」を「西部建設事務所長」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第十二条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

受訓先中 「各地域事務所」を 「各建設事務所」に改める。
広島港湾振興局 を 広島港湾振興事務所

第六条第一号中「課長」の下に「又はこれに相当する職」を加える。

(御調ダム操作規則の一部改正)

第十三条 御調ダム操作規則(平成三年広島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「尾三地域事務所」を「東部建設事務所」に改める。

第九条中「尾三地域事務所長」を「東部建設事務所長」に改める。

(四川ダム操作規則の一部改正)

第十四条 四川ダム操作規則(平成十七年広島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「福山地域事務所」を「東部建設事務所」に改める。

第九条中「福山地域事務所長」を「東部建設事務所長」に改める。

(山田川ダム操作規則の一部改正)

第十五条 山田川ダム操作規則(平成十八年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「尾三地域事務所」を「東部建設事務所」に改める。

第十条中「尾三地域事務所長」を「東部建設事務所長」に改める。

(梶毛ダム操作規則の一部改正)

第十六条 梶毛ダム操作規則(平成二十年広島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

受訓先中「広島地域事務所」を「西部建設事務所」に改める。

第九条中「広島地域事務所長」を「西部建設事務所長」に改める。

(広島県営住宅管理者職務規程の一部改正)

第十七条 広島県営住宅管理者職務規程(昭和二十七年広島県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域事務所の長」を「建設事務所の長」に、「広島地域事務所建設局」を「西部建設事務所」に改め、「(廿日市支局の担当区域を除く。次条において同じ。)」を削る。

第八条中「その旨に所轄の地域事務所」を「その旨を所轄の建設事務所」に、「広島地域事務所建設局」を「西部建設事務所」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。